

株券の電子化に伴う特別口座開設等に関する公告

平成20年10月31日

株主及び登録株式質権者各位

大阪市西淀川区姫里三丁目 9 番31号
株式会社コンテック
代表取締役社長 漆崎 榮二郎

本公告は、株券の電子化に伴い、株券を株式会社証券保管振替機構に預けていない株主の権利を確保するために、当社が開設する「特別口座」に関する重要なお知らせです。

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）（以下、「株式等決済合理化法」といいます。）の施行にあたり、同法附則第8条第1項の規定に基づき下記のとおり公告いたします。

記

1. 特別口座の開設および記録を行うための通知

当社は、株式等決済合理化法の施行日における、同法附則第8条第1項第1号に定める通知対象株主等について、同法の施行日以後、遅滞なく特別口座の開設および記録を行うために必要な事項（同法附則第8条第5項各号に定める事項）を特定振替機関（株式会社証券保管振替機構）に対し通知いたします。

2. 特別口座を開設する口座管理機関

当社は、株式等決済合理化法附則第8条第4項前段の規定による口座の開設の申出を、次の口座管理機関に行い、特別口座を開設いたします。

東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社

以上

（注）

「特別口座」とは、株券の電子化に伴い株式会社証券保管振替機構に預託されていない株券について、株主の権利を確保するために、発行会社（当社）が口座管理機関と契約を締結して株主名簿上の株主名義で開設する口座をいいます。

公告の中断についての追加公告

1. 公告中断日時

平成20年11月22日

午前3時38分から7時54分まで

2. 公告中断事由

公告掲載期間において、ホームページサーバダウンのため公告の中断が生じました。